

松島町肉用牛生産近代化計画書

平成28年9月

宮城県松島町

目 次

I	肉用牛生産の近代化に関する方針	1 頁
II	肉用牛の飼養頭数の目標	3 頁
1	肉用牛の飼養頭数の目標	
III	肉用牛経営の改善の目標	4 頁
1	肉用牛経営	
IV	肉用牛の飼養規模の拡大のための措置	5 頁
1	肉用牛	
V	飼料の自給率の向上に関する事項	6 頁
VI	肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	7 頁
1	肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置	
VII	その他肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	7 頁
1	担い手の育成と労働負担の軽減のための措置	
2	その他必要な事項	

I 肉用牛生産の近代化に関する方針

本町の畜産業は、肉用牛農家全20戸、酪農家1戸、養鶏場2農場で構成されており、肉用牛農家の全てが繁殖農家で構成されている。

昨今の市場における子牛価格は高騰しているため、子牛を生産販売する繁殖農家はその恩恵を受けているが、繁殖農家のうち17戸が繁殖用雌牛10頭未満の小規模経営体であり、また飼養者の高齢化も進んでいるため、持続的且つ発展的な子牛生産基盤を維持していくことが今後の本町における畜産業の課題となる。

また、子牛の価格高騰は繁殖農家の所得向上に繋がる一方で、繁殖雌牛の更新や飼養数を増やすために新たに増頭するにあたって、農家の経済的な負担となるため、円滑な経営規模拡大における支障となっている一面もある。

そのような状況において、安定した繁殖基盤の強化と省労働力化・生産コストの低減化を進め、関係者一丸となって競争力強化を図る。

1 担い手の育成と労働負担の軽減

〈担い手の育成〉

ここ10年間の繁殖雌牛頭数はほぼ横ばいなものの、繁殖農家戸数は10戸以上減少しており、今後も高齢化等による離農傾向は続いていくと思われる。そのような中、安定的な繁殖基盤を確立するため、次代の担い手育成を図る。

〈労働負担の軽減〉

高齢農家にとっての飼養負担を軽減するために、放牧による労働力の低減を推進していく。また、個々の経営体の飼養形態や規模に応じた省力化機械の導入を図る。

2 肉用牛飼養頭数の減少への対応

〈飼養規模拡大の推進〉

経営の分業化・省力化を支援することで、繁殖肉用牛農家の飼養規模拡大を促していく。

3 飼料生産基盤の確立

国際需給の影響を受ける輸入飼料への依存体質から脱却し、自給飼料を中心とした足腰の強い経営基盤を確立する。

〈自給飼料生産・利用の拡大〉

耕種農家と連携し、水田を活用した稲発酵粗飼料（稲 WCS）等の良質な粗飼料や飼料用米の生産・利用拡大を図る。

〈放牧の推進〉

放牧によって飼料費および飼養管理労働力の低減を図る。また食の安全確保のため、放射性物質検査体制を整えた上で放牧を推進する。

4 家畜衛生対策

〈家畜伝染病予防対策と危機管理体制の強化〉

近隣諸国において口蹄疫が継続的に発生している中、海外からの悪性伝染病の侵入・蔓延を防止するために、畜産農家への発生予防策周知を徹底する。また、農家、農協、家畜保健所等との連絡体制を整え、発生時の円滑な防疫対応に努める。

5 畜産環境対策の充実・強化

〈排水・汚水処理及び臭気対策の推進〉

排水・汚水処理施設の整備や処理技術の効果的な活用を推進する為に地域の関係機関や畜産環境アドバイザーとの連携・協力を図っていく。

6 畜産クラスター（※）の取組等による畜産と地域の活性化

松島町としては仙台農業協同組合が主体となって設立された JA 仙台畜産クラスター協議会に加入しており、本町からは4戸の畜産農家が中心的な経営体としてクラスター計画の中に位置づけられている。

畜産クラスター事業の取組みの中で、畜産農家、行政、農協、その他地域関係者の連携を図り、更なる収益性向上に向けて生産体制を整えていく。

※畜産クラスター：

畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。

7 安全な畜産物の生産・供給と消費者の信頼を確保するための取組

〈畜産物の安全確保〉

食の安全に関する消費者の意識が高まっている中、安全な牛肉を家庭に提供するために、安全な飼料を家畜に供給していく。そのためにも家畜保健衛生所や農業協同組合と連携を取りながら検査・指導等を行い、飼料の安全性確保に努める。

〈ニーズを踏まえた供給〉

霜降り牛肉に適した牛の生産・飼育のみならず、多様化する食肉嗜好も踏まえた飼養体制を整えていく。

II 肉用牛の飼養頭数の目標

1 肉用牛の飼養頭数の目標

(単位：頭)

地域名	地域の 範囲	現在（平成25年度）								目標（平成37年度）							
		肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
松島町	町全域	252	143		109	252				300	165		135	300			

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 肉用牛経営の改善の目標

1 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要					生産性指標																備考		
	経営形態	飼養形態				牛				飼料							人							
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働		経営			
円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	主たる従事者1人当たり所得																	
黒毛和種複合経営 (1戸1法人含む)	30	群飼 スタンション		分離給与	水田・耕作放棄地等での放牧5ha	12.5 か月齢	23 か月齢	8.5 か月	285	kg	kg	ha		稲WCS 飼料用米	86.8	65.4	経営内 9割 経営外 1割	378,090 (95%)	88	2,200	1,500	945	555	462
黒毛和種単一経営 (1戸1法人含む)	80	群飼 スタンション		分離給与	水田・耕作放棄地等での放牧5ha	12.5 か月齢	23 か月齢	8.5 か月	285	kg	kg	ha	生産組織・コントラクター	稲WCS 飼料用米	84.2	70.0	経営内 8割 経営外 2割	366,150 (92%)	70	4,500	3,900	2,380	1,520	608

IV 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種			乳用種等			
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種 繁殖経営	町全域	現在	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
			293	20	6.8	252	252	143		109			
		目標	/	15	/	300	300	165	/	135	/	/	/

※総農家数は2015農林業センサスから引用。

5

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

畜産クラスター事業等を活用し設備導入や機械リースを推進した上で、畜産経営の合理化を図り飼養規模拡大をしていく。
また、放牧の推進により1頭あたりにかかる労力の軽減を図ることで、飼養規模の拡大を図っていき、地域全体での飼養頭数増頭を図るために、CBSの導入も検討していく。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（平成37年度）
飼料自給率	乳用牛	%	%
	肉用牛	42.2%	64.6%
飼料作物の作付延べ面積		47ha	85ha

2 具体的措置

- ・自給飼料生産基盤の拡大を図るため、WCSの作付面積は現状から約2倍の15haを目指していく。
- ・畜産経営における飼料費の低減や労力の省力化、耕作放棄地の解消を図るため放牧を推進していく。
- ・安心安全な畜産物の生産を推進するため、今後も震災後の放射性物質による飼料汚染への対策を実施していく。そのためにも県や農協と連携・協力し、安全な飼料が供給できる体制を整えていく。

VI 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在(平成25年度)					目標(平成37年度)						
		出荷頭数 ①	出荷先			②/①	出荷頭数 ①	出荷先			②/①		
			県内					県外	県内			県外	
			食肉処理 加工施設②	家畜市場	その他				食肉処理 加工施設②	家畜市場			その他
頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%		
	肉専用種												
	乳用種												
	交雑種												

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

Ⅶ その他肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

本町の繁殖農家は全20戸だが、うち17戸の経営主が60代以上であり担い手の高齢化が進んできている。そのような中、飼養戸数の更なる減少を抑制する為に、資産及び飼養技術の後継者への円滑な継承を促していく。

また、高齢農家にとって毎日の給餌作業は大変な体力的負担となる為、飼養負担を軽減するために、放牧による労働力の低減化を推進していく。

(2) その他必要な事項

和牛生産基盤の弱体化は畜産業だけではなく、関連する様々な産業の弱体化にも繋がっていく。そのため当町においても畜産クラスター事業を推進し、畜産農家だけではなく関連団体との連携を図りながら、自給飼料の生産拡大、和牛の増頭、省力化を進めていく。それにより安定した生産基盤の確立、畜産収益性の向上を目指していく。